

2022年9月号

(2022年9月17日発行)

大阪：〒598-0013 大阪府泉佐野市中町 1-2-4

e-mail：info@senshu-sr.com

HP：<https://senshu-sr.com>

泉州経営協会 静社労士事務所便り

最低賃金改定、雇用保険料率変更

今年もマクドナルドの月見バーガーの季節がやってきました。皆さん食されましたでしょうか。近所の店舗は、毎年長蛇の列ができるのですが、事前にネット注文して待たずに受け取れたり、デリバリー利用者も増えたから今年は空いて、、、やはり混んでますね。。。というわけで月見バーガーの季節は、最低賃金改定の時期ですので紹介していきたいと思います。

※過去の事務所便りは、<<https://senshu-sr.com/>>の事務所便りタブよりご覧頂けます。

◆最低賃金改定

2022年10月から最低賃金が改定され、**東京都 1,072 円、大阪府 1,023 円、京都府 968 円、愛知県 986 円、熊本県 853 円、福岡県 900 円、兵庫県 960 円**になります。全国加重平均は前年度比 **31 円増の 961 円**に引き上げとなります。



◆雇用保険料率変更

2022年10月から雇用保険料率が変更になります。**年度の途中で保険料率が変更になるイレギュラーな対応**になりますので、給与計算の際に従業員から控除する雇用保険料の計算に気を付けてください。

○令和4年10月1日 ~ 令和5年3月31日

事業の種類	負担者		①+②		
	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担	失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率	
一般の事業	5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
建設の事業	6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000



厚生労働省：「令和4年度雇用保険料率のご案内」抜粋

厚生労働省 令和4年度雇用保険料率のご案内：<<https://www.mhlw.go.jp/content/000921550.pdf>>

◆改正育児介護休業法

2022年4月1日の法改正に続き、2022年10月1日からも法改正されます。

・2022年4月1日の法改正：

- ①雇用環境整備、個別の周知・意向確認措置の義務化
- ②有期雇用労働者の育児・介護取得要件の緩和

・2022年10月1日の法改正：

- ③産後パパ育休（出生時育児休業）の創設
- ④育児休業の分割取得

※その他、育児休業中の社会保険料の免除見直しなどを、2021.8月、2022.2月の事務所通信で紹介しておりますので、ぜひご一読ください。

厚生労働省 育児・介護休業法 改正ポイントのご案内：

<<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000789715.pdf>>



◆社会保険適用拡大

2022年10月から社会保険適用拡大により、従業員数101人以上の企業は、週所定労働時間が20時間以上など一定要件を満たした者について、社会保険への加入が義務付けられます。

従業員数の数え方	社会保険加入義務要件 (以下全て満たす者)							
従業員数は以下の A+Bの合計「現在の厚生年金保険の適用対象者」 <table border="1"><tr><td>A フルタイムの 従業員数</td><td>+</td><td>B 週労働時間がフルタイムの 3/4以上の従業員数 ※従業員には、パート・ アルバイトを含みます。</td></tr></table>	A フルタイムの 従業員数	+	B 週労働時間がフルタイムの 3/4以上の従業員数 ※従業員には、パート・ アルバイトを含みます。	<table border="1"><tr><td><input type="checkbox"/> check 週の所定労働時間が 20時間以上</td><td><input type="checkbox"/> check 月額賃金が 8.8万円以上</td></tr><tr><td><input type="checkbox"/> check 2ヶ月を超える 雇用の見込みがある</td><td><input type="checkbox"/> check 学生ではない</td></tr></table>	<input type="checkbox"/> check 週の所定労働時間が 20時間以上	<input type="checkbox"/> check 月額賃金が 8.8万円以上	<input type="checkbox"/> check 2ヶ月を超える 雇用の見込みがある	<input type="checkbox"/> check 学生ではない
A フルタイムの 従業員数	+	B 週労働時間がフルタイムの 3/4以上の従業員数 ※従業員には、パート・ アルバイトを含みます。						
<input type="checkbox"/> check 週の所定労働時間が 20時間以上	<input type="checkbox"/> check 月額賃金が 8.8万円以上							
<input type="checkbox"/> check 2ヶ月を超える 雇用の見込みがある	<input type="checkbox"/> check 学生ではない							

・今、御社で社会保険に加入している人が、**ダブルワーク先でも社会保険に加入することにより、社会保険料が按分になる可能性**があります。按分後の社会保険料が通知されるまで時間がかかるため、給与計算に間に合わない可能性があります。次回給与計算時に**社会保険料の調整を行うなどの対応について本人へ事前説明**をしておいた方が良いでしょう。また、2つ以上の会社で社会保険に加入する場合は、どちらの会社の健康保険者証を使うかを**会社ではなく本人が所属選択/二以上勤務届を役所に提出**する必要があります。

・今まで健康保険の被扶養者だった人が**お勤め先の社会保険に加入することにより、扶養から外れる可能性**がありますので、健康保険の被扶養者に変更がないかご確認ください。

・家族手当を支給されている企業は、健康保険の扶養から外れることにより、**家族手当の支給要件を満たすかどうか**もご確認ください。

なお、2024年10月からは、従業員数51人以上の企業も社会保険適用拡大の対象になります。

厚生労働省 社会保険適用拡大ガイドブック：

<https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/pdf/guidebook_jigyonushi_a4.pdf>

◆社会保険定時決定による社会保険料の変更

社会保険の定時決定(4,5,6月に支払われた報酬を算定基礎届により届出し、標準報酬月額を決定し直す)により、9月分の社会保険料が変更になる方がいると思います。定時決定は年1回の手続きであることに加え、算定基礎届の提出は7月、社会保険料の変更はこの時期で、時期がずれているということもあって、社会保険料の変更が漏れるケースがたまに見られます。社会保険料は原則、次の定時決定までの1年間変わらないため、変更漏れがあると1年分の社会保険料や、従業員の給与が正しくなくなってしまう。弊社に定時決定手続きをご依頼頂いた皆様につきましては、保険料通知をお送りしておりますので、ご確認頂ければと思います。